附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の様式は、この省令の施行の日以後に終了する技能実習事業年度に係る事業報告書について適用し、同日前に終了した技能実習事業年度に係る事業報告書については、なお従前の例による。

3　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

⑤支出額内訳		
Ⅰ総計		⑤Ⅰ　（⑤Ⅱ+⑤Ⅲ+⑤Ⅳ+⑤Ⅴ） 円
Ⅱ職業紹介費	計	⑤Ⅱ 円
	募集・選抜に要する費用	円
	健康診断費用	円
	外国の送出機関へ支払う費用	円
	その他の職業紹介に要する費用	円
Ⅲ講習費	計	⑤Ⅲ 円
	入国前講習に要する費用	円
	入国後講習に要する費用	円
	入国後講習における手当	円
	その他の講習に要する費用	円
Ⅳ監査指導費	計	⑤Ⅳ 円
	監査に要する費用	円
	訪問指導に要する費用	円
	その他の監査指導に要する費用	円
Ⅴその他諸経費	計	⑤Ⅴ 円
	来日渡航費	円
	一時帰国のための渡航費	円
	帰国のための渡航費	円
	事務所経費	円
	上記以外の費用	円